

# 子どもシェルターてんぽの取り組み

2024年6月14日

認定特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ

理事長 高橋 温

# 法人全体の主な活動

1

子どものシェルター運営事業

(2007年4月19日～定員:男女6名)

2

居場所のない子どもの電話相談事業

(2008年10月17日～月～金の13～17時)

3

自立援助ホーム みずきの家

(2010年6月1日～ 定員:女子6名)

## 法人の活動履歴

- 2005年 8月 準備会
- 2006年 11月 団体発足
- 2007年 2月 NPO設立認証
- 2007年 4月 シェルター開所
- 2008年 10月 電話相談スタート
- 2010年 6月 自立援助ホーム開所
- 2013年 4月 シェルターの公的制度化
- 2016年 2月 認定NPO法人格取得

## 支援にあたって大切にしていること

- ① 子ども自身の選択を尊重
- ② 関係機関との連携・協力
- ③ 子どもが望む限り見捨てない

## 1. 貴団体のシェルターにおける取組の概要

シェルターの開始時期:2007年4月

入所定員:男女6名

これまでの延べ利用人数:183名

シェルターの形態:普通の家を改造して(8LDK)で複数名が共同生活

平均的な滞在期間:63日

最短の利用期間:2日(1泊)

最長の利用期間:313日

入所者の主訴:虐待その他で安全・安心な居場所がない

入所者の傾向:性別:183名中、女性166名、男性17名。

入所時年齢:18歳だけでほぼ半数。17~19歳で約4分の3。最年少13歳、最年長21歳。

主な支援内容:

- ① 安全な居場所と個室の提供
- ② 温かいご飯の提供
- ③ 子ども担当弁護士=子どもの相談相手&親権者との交渉窓口&法的手続の支援
- ④ 病院等の受診同行
- ⑤ 一緒に退所先を考える
- ⑥ 自立支援 家事等の生活訓練,就職支援,アパート探しや一人暮らしの準備の支援など。

実施している事業:児童自立生活援助事業(一時保護委託、私的契約)、アフターケア

## 2. 未成年のこどもを受け入れる場合の入所時等の対応について

○入所時等にどのような対応を行っているか(対応、工夫、課題)

(本人との関係)

- ・入所に当たっての説明事項: 共通ルール、その子の場合に予想される実際の生活状況、質問への回答  
説明方法: 電話相談と面談  
タイミング: 入所を検討している段階から入所前面談までの間に随時
- ・本人の利用の意思: 最終的には面談で直接確認する。悩んだ場合は入所を見送る。
- ・同意の確認方法: 面談時にその場で利用申込書に署名してもらう。

(親権者等との関係)

- ・こどもが入所するに当たって、親権者等の同意を必要としているか: 中学卒業以上(児童自立生活援助事業の対象年齢以上)は不要。中学生以下は児童相談所の一時保護委託。
- ・親権者に連絡をしているか。連絡をしている場合、連絡する内容、方法、タイミング、連絡を行う主体: 子どもが了解すれば全ケース連絡。タイミングはケースバイケース。主体は児童相談所か子ども担当弁護士のどちらかからがほとんど。方法は電話か手紙。連絡内容は基本は「てんぽ」に保護されていることまでを言うが、それも隠す場合もある。
- ・こどもが親権者等への連絡を拒む場合、どのように対応しているか: 無理強いはいしないが、基本はできるだけ説明して了解をもらう。
- ・親権者等がこどものシェルター利用を拒んだ場合、どのように対応しているか: 同意しないケースがほとんど。ご意見は承るが、子どもに内容を伝えるだけで特に対応は変えない。

## 2. 未成年のこどもを受け入れる場合の入所時等の対応について

○入所時等にどのような対応を行っているか(対応、工夫、課題)

(児童相談所との関係)

・どのような場合にどのようなタイミングで児童相談所等に通告等の連絡をしているか:

(~R6.3.31) 20歳未満は入所の相談があった時点で、本人、てんぽまたは関係機関経由で児童相談所と情報共有。

(R6.4.1~) 20歳以上でも入所の相談があった時点で児童相談所に児童自立生活援助事業の可否について問い合わせる。

・こどもが見相への連絡を拒む場合、どのように対応しているか:無理強いはしないが必要性を説明して理解を得る。

・見相へ連絡するケースのうち、どのような場合に一時保護委託の対応が行われているか:18歳未満で見相が一時保護の必要性を認めた場合。18歳未満でも児童自立生活援助事業の場合もある。見相が一時保護の必要性をすぐに認めないケースや、連絡の結果、見相が一時保護所で保護するケースもある。

### 3. こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応について

- こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応。
  - ・てんぽの所管は横浜市だが、定員は、横浜市2名、神奈川県2名、川崎市1名、相模原市1名（横須賀市児相は神奈川県の定員を使う）。定員を超える場合は調整となっている。
  - ・（県外の場合）ケース内容の共有など事前調整の段階から基本はシェルター所在地の自治体の場合と同じ対応をするが、割愛の関係があるので、横浜市の本課にも同時に情報提供する。
- 居住地自治体の児童相談所等の関係機関への連絡を直接行っているか
  - ・ケースの共有などは直接行うが、割愛に関しては行政間でやってもらう。
- 居住地自治体が異なる場合の関係機関との連携や支援における課題や工夫
  - ・シェルターを利用したことが無い自治体の児相とのやりとりの際には、制度の説明からすることがある。

#### 4. 入所するこども・若者の権利擁護、生活上のルールについて

○ シェルターに入所するこども・若者の権利擁護や、生活上のルールに関する取組。

##### 【利用申込書で約束してもらうこと】

- i 「てんぽ」の場所は、絶対に秘密にすること
- ii 近所の人や「てんぽ」のほかの人に迷惑をかけることをしないこと
- iii 携帯電話はスタッフに預けること
- iv 外出する場合は夜10時までに帰ること
- v 「てんぽ」を出ていくのは自由だが、必ずスタッフや担当弁護士に言ってから出ていくこと（黙って出ていかないこと）

##### 【利用申込書には書いていない約束事】

- i 禁酒・禁煙。
- ii 外出には許可が必要。
- iii 他児の部屋への入室はダメ。てんぽで知り合った他児と連絡先を交換したり、一緒の外出はダメ。
- iv 月1回、居室の状態をチェックする。
- v 飲み薬はスタッフが管理する。

※ その他、ケースバイケースで入浴時間を決めたり、冷蔵庫の食材の利用についてルールを決めたり、利用者間の過度な身体接触を制限することもある。

##### 【権利擁護に関する取り組み】

- ・ 子ども担当弁護士が受任時に、シェルター内での生活に疑問や不満があったら、てんぽに対しても代理人として活動できることを説明。

#### 4. 入所するこども・若者の権利擁護、生活上のルールについて

- 入所中のこども・若者の権利擁護の観点から行っている配慮や工夫、シェルターにおける生活上のルールの内容（所在地の秘匿、スマホ等の私物の持込や外出制限（通学・通勤含む）等）やその設定の考え方、こどもの通学や学習の支援、こども本人への説明、できる限り制限を少なくするための工夫等。
  - ・所在地の秘匿は絶対的な優先事項と繰り返し説明。
  - ・通学・通勤（アルバイト含む）は追跡の危険が無い場合は可能な限り認める。行事等の際に同行支援をすることもある。
  - ・安全が確認できれば、一人での外出（範囲と時間を決めた散歩など）を認めている。
  - ・私物は、スマホ等の通信手段が付いた機器と刃物類は入所中は預り、酒タバコ等は持ち込み禁止だが、それ以外の私物の制限はない。
  - ・学習支援のために、ネット接続できるPCの貸し出し等をしている。
  - ・娯楽用にタブレットとテレビでYouTubeが自由に見られるようにしている。
  - ・できる限り制限を少なくするために、一人一人の事情によって制限が違う（個別対応）ことを、各入所者に理解してもらう。
  - ・開所以来現在まで本人のスマホ等はシェルター内で使用禁止のルールで変わっていないが、絶対のルールとは考えておらず、数年おきに必要性について議論をしている。

## 5. シェルターにおける支援内容（入所中・退所後）、支援に当たって留意していること

- シェルターにおいて提供している支援内容（入所中・退所後）や各種支援を行うに当たって、共通して、あるいは各種支援ごとに留意していること。
  - ① 子ども自身の選択を尊重
  - ② 関係機関との連携・協力
  - ③ 子どもが望む限り見捨てない
- 支援内容のうち、こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援の内容や、課題を感じている支援内容、入所期間や回数の考え方や退所後の支援期間の考え方。
  - ・必要性が高いor効果的と考えられる支援内容:居場所（退所先）の確保、退所後の生活の見通し、退所後の支援体制の構築。
  - ・課題を感じている支援内容:退所先の社会資源の不足。場所の秘匿を守るためには、どうしても入所希望者の背景の確認や入所意思の確認が慎重になってしまう結果として、緊急短期入所の利用が少ない。
  - ・入所期間や回数の考え方:シェルターという制限された場所で過ごすことは子どもの成長発達にとってマイナス面もあり、適切な退所タイミングを悩む。再入所ケースはときどきある。
  - ・退所後の支援期間の考え方:退所後の支援計画を立てて期間を区切って支援しているアフターケアとは別に、退所者が誰でも参加できる毎月の「アフターCafé」や年1回の「OBOG会」を行い、再度支援が必要になった際には対応している。
- シェルター以外で併せて実施している事業について、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるもの。
  - ・本人および関係機関向けの相談事業

## 6. 関係機関との連携について

- 連携を行っている主な関係機関（児相、市町村、警察、他の民間団体、医療機関、学校、弁護士等）とその連携内容。
  - ・児相 県内全児相と協定書を締結。課長係長会議で時間をもらってシェルターの説明など。18歳を超えた相談者には最初からてんぽの電話相談が案内されて、本人からかかってくることも多い。
  - ・市町村 子ども家庭相談部署に電話相談カードを設置してもらい活動が周知されている。  
女性相談員からの法律相談を受ける弁護士を経由しての相談。
  - ・学校 県内全高校（公立・私立）に電話相談カードを毎年配布。適宜相談がある。
  - ・女性相談所 シェルター入所できるまでの間に女性相談所で保護してもらったり、女性相談所で保護したが、子どもシェルター利用が適切と考えられる方の相談などで相互連携。
  - ・他の民間団体 他県のシェルター、つなぐ、フェアスタート、女性保護NPO、アウトリーチ活動のNPO、外国ルーツの方の支援NPO、民間不動産会社、などとの連携。
  - ・弁護士 弁護士会の子どもの権利委員会を通して子ども担当弁護士の確保・研修の実施。
- 連携先として重視している関係機関や当該関係機関との連携を深める上での工夫、課題等
  - ・児相 児童自立生活援助事業として実施してもらうために不可欠。課題は、それぞれの児童福祉司はほとんどがシェルター利用ケースを未経験のため、必要なケースでてんぽ利用が検討されていないと感

## 7. こども・若者や関係者等への周知のあり方

- こども・若者や関係者等へのシェルターの周知活動について、取組内容や工夫、課題、周知を行う上で留意が必要と考えていること等。
- ・入所窓口として「居場所のない子どもの電話相談」を行っているが、電話という相談手段がいまの子どものニーズに合っているかは悩んでいる。ただ、LINE相談等では、短時間で詳しい事情のやりとりは難しいので、電話相談のメリットもあると感じている。
- ・入所した子どもに聞くと、どこに逃げたら良いかわからず、てんぼを見つけてたどり着くまでがすごく大変だったという声がよくある。家から逃げたい子ども自身にわかりやすく見付けやすい広報手段の獲得が課題。
- ・周知して相談が増えても、実際にシェルターに入所できる人数が増えなければ断ることになるので、どこまで周知に力を入れたらよいのかが難しい。現状は、電話相談の実人数が年間100~120人程度であるのに対して、入所人数は約10分の1程度。断っているケースがかなりの数ある。